

雫石町環境基本条例の考え方

この条例は、町民の思いが多方面にわたり、広がりと深まりを見せる「環境」について、町民、事業者及び町との協働により、体系的に環境施策を展開していこうとする方を具現化するための『理念条例』としての性格をもつものです。

目次

前文

第1章 総則（第1条 - 第7条）

第2章 環境の保全及び創造に関する基本方針等（第8条 - 第11条）

第3章 環境の保全及び創造に関する基本的施策（第12条 - 第23条）

第4章 環境審議会（第24条 - 第29条）

第5章 雑則（第30条）

附則

前文

私たちのふるさと雫石は、岩手山、駒ヶ岳を中心とする雄大・秀麗な山岳美と清らかに澄んだ雫石川などの大自然に恵まれ、多くの温泉や広大な農場など牧歌的風景のある町として、四季の織りなす風景と歴史文化は、町民のみならず訪れる人々の心にもやすらぎを感じさせてくれる環境を今に伝えてきました。

しかし、近年の社会経済活動の進展は、私たちの生活の利便性を高める一方で、生活環境の悪化や豊かな自然の減少や破壊をもたらし、人類共通の生活基盤である地球環境にも深刻な影響を及ぼすようになってきています。

環境は、祖先から贈られたものであると同時に子孫からの預かりものです。私たち今を生きるものは、健全で恵み豊かな環境を享受する権利があると同時に、将来の世代に引き継ぐ責任と義務があります。

その責任と義務を果たすために、きれいな水や美しい森林などの資源は有限であることを自覚し、日常生活や事業活動などにおいて生活環境と自然環境両面に十分な配慮と工夫を行い、環境への負荷が少なく持続的に発展することのできる循環型社会を築く必要に迫られているといえるでしょう。

私たちは、町民、事業者及び町の協働によって、ふるさと雫石の自然環境の保全と創造を図り、潤いとやすらぎに満ちた町であり続けたいと願います。

環境問題は、ひたすら快適な生活を追求する私たちの生活態度がもたらしたものであるとの認識に立ち、暮らしと経済活動の両面から、美しい雫石を守り、育て、創り出していく日常の取り組みこそが、未来の雫石と美しい地球を守っていくことにつながることを信じ、ここに、雫石町環境基本条例を制定します。

1. 環境問題について、町民が積極的に取り組む姿勢を表明するために置きました。限り

ある資源を有効に活用し循環させ、環境への負荷の少なく持続的に発展することができる循環型社会を確立し、将来の世代に引き継いでいきます。

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、環境基本法（平成5年法律第91号）に定める循環と共生及び参加の精神に基づき、本町の環境の保全及び創造に関する基本理念を定め、町民、事業者及び町の責務を明らかにし、施策の基本となる事項を定めることにより、これら施策を総合的かつ計画的に推進し、将来にわたって町民が自然と共生し、健康で文化的な生活を営むことのできる環境の確保に寄与することを目的とする。

1. 現在及び将来の町民が、健康で文化的な生活を営むことができるよう、基本理念を定め、町民、事業者及び町の責務を明らかにすることを目的としています。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 環境への負荷 人の活動により環境に加えられる影響であって、環境の保全上の支障原因となるおそれのあるものをいう。
- (2) 地球環境保全 人の活動による地球全体の温暖化又はオゾン層の破壊の進行、海洋の汚染、野生生物の種の減少その他の地球の全体又はその広範な部分の環境に影響を及ぼす事態に係る環境の保全であって、人類の福祉に貢献するとともに、町民の健康で文化的な生活の確保に寄与するものをいう。
- (3) 公害 環境の保全上の支障のうち、事業活動その他の人の活動に伴って生ずる相当範囲にわたる大気汚染、水質汚濁、土壌汚染、騒音、振動、地盤の沈下及び悪臭によって、人の健康又は生活環境に係る被害が生ずることをいう。
- (4) 循環型社会 廃棄物等の発生の抑制や資源の循環的利用の促進及び適正な処分の確保により、天然資源の消費を抑制し、環境への負荷が低減される社会をいう。
- (5) 保全と創造 「保全」とは、環境を良好な状態に残しておくこと、維持していくことをいい、「創造」とは、失われた本来あるべき良好な環境の回復、又は再生及び代償措置をいう。また、快適で潤いのある豊かな環境を創り出すための、新しい価値観に基づく人材の育成、仕組みづくり並びに生き方及び生活様式の提案なども含まれる。

1. 環境への負荷、地球環境保全、公害、循環型社会、保全と創造、それぞれの用語の意義を説明。

環境基本法（H5 法律第91号）の定義を引用した。

(基本理念)

第3条 環境の保全及び創造は、町民が安全かつ健康で文化的な生活の営みができる恵み

豊かな環境を享受する権利を有するとともに、これを将来の世代に引き継ぐ義務を負うことを基本として行わなければならない。

- 2 環境の保全及び創造は、人と自然が共生し、環境への負荷の少ない持続的発展が可能な循環型社会を構築することを目的として行わなければならない。
- 3 環境の保全及び創造は、町民、事業者、町及び滞在者等がそれぞれの責務を自覚し、適切な役割分担のもとに、自主的かつ積極的に行わなければならない。
- 4 環境の保全及び創造は、地域の環境が地球全体の環境と密接な関係にあることを考慮し、あらゆる活動において地球環境保全が図られるよう広域的かつ長期的に行わなければならない。

- 1 . 恵み豊かな環境を享受し、将来の世代に引き継いでいく。
- 2 . 人と自然が共生し、環境にやさしい循環型社会を創っていく。
- 3 . 町民、事業者、町及び滞在者等がそれぞれの役割を分担していく。
- 4 . 地球環境の保全に努めていく。

(町民の責務)

第4条 町民は、前条に定める基本理念(以下「基本理念」という。)に従い、自ら環境についての理解を深め、その日常生活に伴う環境への負荷を低減し、自主的かつ積極的に環境の保全及び創造に努めるとともに、町が実施する環境の保全及び創造に関する施策に協力する責務を有する。

(事業者の責務)

第5条 事業者は、基本理念に従い、その事業活動を行うに当たっては、これに伴って生ずるおそれのある公害を未然に防止し、又は自然環境を適正に保全するために必要な措置を講ずる責務を有する。

- 2 前項に定めるもののほか、事業者は、その事業活動に関し、これに伴う環境への負荷の低減、その他環境の保全に自ら努めるとともに、町が実施する環境の保全及び創造に関する施策に協力する責務を有する。

(町の責務)

第6条 町は、基本理念に従い、環境の保全及び創造に関する基本的かつ総合的な施策を策定し、実施するとともに、町民に対して説明する責務を有する。

- 2 町は、環境の保全及び創造に関する施策の策定をするに当たっては、町民、事業者及びこれらの者の組織する民間の団体等(以下「民間団体等」という。)の参画に対し、必要な措置を講ずる責務を有する。

(滞在者等の責務)

第7条 通勤、通学又は旅行等で本町に滞在する者は、第4条に定める町民の責務に準じて環境の保全及び創造に努める責務を有する。

- 1 . 雫石町の良好な環境を守り育てていくためには、推進主体である町民、事業者、町及び滞在者等がそれぞれの役割を果たすとともに、お互いに連携しながら取り組むことが必要です。

第2章 環境の保全及び創造に関する基本方針等

(施策の基本方針)

第8条 町は、環境の保全及び創造に関する施策の策定及び実施に当たっては、基本理念に従い、次に掲げる事項を基本として各種の施策相互の連携を図りつつ、総合的かつ計画的に行わなければならない。

- (1) 大気、水、土壌その他の環境の自然的構成要素を将来にわたって良好な状態に保持すること。
- (2) 森林、農地、緑地、河川、湖沼等における多様な自然環境の保全及び創造を図るとともに、野生生物の種の保存その他の生物の多様性の確保に努めること。
- (3) 歴史的及び文化的資源を活用し、良好な景観の形成を図るとともに、潤いとやすらぎのある社会的環境を保全し創造すること。
- (4) 資源の循環的利用、エネルギーの有効利用、廃棄物の減量等を推進することにより、環境への負荷の低減を図ること。
- (5) 環境に関する町民意識の向上を図るため、あらゆる機会を通して、環境教育及び環境学習の振興に努めること。

- 1・基本理念の実現を図るため、町が施策の基本方針として取り組むべき事項を規定し、具体的な取り組みの方向は環境基本計画の中で明らかにしていきます。

(環境基本計画の策定)

第9条 町長は、環境の保全及び創造に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、雫石町環境基本計画（以下「環境基本計画」という。）を定めなければならない。

2 環境基本計画には、次に掲げる事項を定めるものとする

- (1) 環境の保全及び創造に関する目標
- (2) 環境の保全及び創造に関する総合的かつ長期的な施策の方向
- (3) 前各号に掲げるもののほか、環境の保全と創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 町長は、環境基本計画を定めようとするときは、あらかじめ町民、事業者及び民間団体等の意見を反映するための必要な措置を講ずるものとする。

4 町長は、環境基本計画を定めたときは、速やかにこれを公表しなければならない。

5 前2項の規定は、環境基本計画の変更について準用する。

(環境基本計画との整合性の確保等)

第10条 町は、環境優先の理念のもとに、あらゆる施策を策定し、実施するに当たっては、環境基本計画との整合を図るほか、環境への負荷が低減されるよう十分に配慮しなければならない。

2 事業者は、事業を実施するに当たり、環境基本計画との整合を図らなければならない。

(年次報告)

第11条 町長は、毎年、環境の状況並びに環境の保全及び創造に関する施策又は事業の

実施状況等を明らかにし、これを公表しなければならない。

- 1．長期的な目標、施策の方向、指針などを定め、町民等の意見を反映しながら策定していきます。
- 2．年次報告は、環境の状況や実施した施策等の結果を明らかにすることにより、町民の理解と認識を深めるため、年次報告書を作成し公表するものです。

第3章 環境の保全及び創造に関する基本的施策

(環境影響評価の推進)

第12条 町は、環境に影響を及ぼすおそれがある事業について、事業者が法令等の規定によりその事業の実施前に自ら適正に調査、予測又は評価を行い、その結果に基づき、環境の保全について適正に配慮することを推進するため、必要な措置を講ずるものとする。

- 1．環境アセスメント制度を通じて、事業者に対してその対象事業を環境保全の観点から適切な意見を述べることや、対象とならない開発事業に際しても、環境保全の観点から必要な指導や助言を事業者に行うなどを規定したものです。
- 2．環境に著しい影響を与えるおそれがある事業について、環境影響評価法及び岩手県環境影響評価条例によるアセスメントへの要請が今後高まりを見せていくだろうという予測の下で、町独自の条例化などを将来に担保するものです。

(規制等の措置)

第13条 町は、公害の原因となる行為その他の環境の保全上の支障を防止するため、規制その他必要な措置を講ずるものとする。

- 1．規制等の措置が、環境行政の分野で今後も重要な役割を果たしていくと考えられることから、雫石町環境基本条例の重要な条文のひとつとして規定しているものです。基本的には、第2条に規定する公害だけではなく、良好な環境の保全上の支障となる行為を防止するために必要な規制を行うよう努めるものです。その規制の一つとして、事業者と公害防止協定や環境保全協定の締結などが考えられます。

(公共用水域の水質保全)

第14条 町は、公共用水域の水質保全を図るため、生活雑排水の適正処理を促進するとともに、町民及び事業者に公共用水域における適正な排出方法について必要な措置を講ずるものとする。

- 1．健全な水環境を回復し維持するため、公共下水道事業及び農業集落排水事業等を推進するとともに、町民及び事業者に対し、水質汚濁の防止に関する知識の普及指導及び啓発に努めるものです。

(廃棄物の減量等の促進)

第15条 町は、環境への負荷の低減を図るため、町民及び事業者による資源の循環的利

用、エネルギーの有効利用及び廃棄物の減量が促進されるよう必要な措置を講ずるものとする。

2 町は、環境への負荷の低減を図るため、町の施設の建設及び維持管理、物品等の調達その他の事業の実施に当たっては、資源の循環的利用、エネルギーの有効利用及び廃棄物の減量が促進されるよう必要な措置を講ずるものとする。

1 環境への負担の低減に資する製品等の利用や購入、資源の循環的な利用、再利用の推進、廃棄物の減量及び適正な処理並びにエネルギーの有効利用について、自ら創意工夫に努めるものです。

(不法投棄及び野外焼却の防止)

第 16 条 町は、廃棄物の不法投棄及び野外焼却の防止について指導及び啓発その他必要な措置を講ずるものとする。

1 空き缶等のポイ捨てや廃棄物の不法投棄が依然として跡を絶たないことから、水質の汚濁や悪臭の発生の防止など生活環境を保全するため、また、野外焼却によってダイオキシン類による健康被害を防止するため、町民が守るべき最低限の行為について積極的な指導及び啓発が必要となります。

(環境保全型農業の促進)

第 17 条 町は、環境への負荷の低減と安全な食料の生産を図るため、環境保全型農業が促進されるよう必要な措置を講ずるものとする。

1 より安全・安心な食糧の生産が図られるよう関係機関との連携により環境保全型農業について規定したものです。

(環境教育及び環境学習の振興)

第 18 条 町は、町民及び事業者が環境の保全及び創造に関する理解を深め、具体的な行動に結びつけていくことができるよう、環境教育及び環境学習の振興並びに広報活動の充実その他必要な措置を講ずるものとする。

1 環境負荷の少ないものへ自発的に転換できるよう、環境学習や教育の推進に努めるものです。

(民間団体等の自発的な活動の促進)

第 19 条 町は、町民、事業者又は民間団体等が自発的に行う環境の保全及び創造に関する活動が促進されるよう必要な措置を講ずるものとする。

1 民間団体等が自発的に行われる環境保全活動が、効果的に実施されることが重要であり、町がこれらの活動を促進するよう知識の普及や技術的支援等を行うものです。

(情報の収集、調査研究及び監視等の実施)

第 20 条 町は、環境の保全及び創造に関する施策を策定し、適正に実施するため、情報

の収集、調査研究、監視及び測定その他必要な措置を講ずるものとする。

1. 公害その他の良好な環境の保全上の支障を防止・予防するため、その状況把握に必要な監視、測定、検査が必要であり、その体制整備を確立するように努めるものです。

(住民等意見の反映)

第 21 条 町民及び事業者は、町の良好な環境の保全と創造に関する施策に関して、町長に対し意見を申し出ることができる。

- 2 町長は、前項に規定する申出があったときは、適切な措置を講ずるとともに、必要に応じて第 24 条に規定する雫石町環境審議会の意見を聴くことができる。

1. 町民等が良好な環境の保全及び創造に関する施策に積極的に参加し、行動していくことが必要なことから、住民の意見を反映させることが必要と考えます。

(国及び他の地方公共団体との協力)

第 22 条 町は、広域的な取り組みを必要とする環境の保全及び創造に関する施策については、国及び他の地方公共団体と協力して推進するよう努めるものとする。

1. 水質保全に係る水源地問題、廃棄物やし尿処理の広域的処理問題、不法投棄の防止に関する監視体制強化問題、河川の水質汚濁の防止と有事の際の流域市町村等との連携の問題等があげられ、その問題解決を図るため関係団体等との連携強化に努めます。

(地球環境保全に関する国際協力)

第 23 条 町は、国、他の地方公共団体、民間団体等その他の関係機関と連携し、地球環境保全に関する国際協力の推進に努めるものとする。

1. 今日の環境問題は、地球規模で検証される時代であり、国際的な枠組みの中で長期的に取り組んでいくことが重要と考えます。

第 4 章 環境審議会

(設置)

第 24 条 環境の保全及び創造に関する基本的事項について調査審議するため、町長の諮問機関として雫石町環境審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(所掌事項)

第 25 条 審議会の所掌事項は、次のとおりとする。

- (1) 環境基本計画に関すること
 - (2) 前号に掲げるもののほか、環境の保全及び創造に関する基本的な事項
- 2 審議会は、環境の保全及び創造に関する基本的な事項及び重要事項について、町長に意見を述べることができる。

(組織)

第 26 条 審議会は、委員 15 人以内をもって組織し、委員は、次に掲げる者のうちから町長が委嘱する。

(1) 公募による住民代表

(2) 識見を有する者

(3) 各種団体の代表者

(4) 関係行政機関の職員

(5) その他町長が必要と認めた者

2 委員の任期は、2年とする。ただし、欠員が生じた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第27条 審議会に委員の互選により会長及び副会長1人を置く。

2 会長は、会務を総理し、会議の議長となる。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第28条 審議会は、町長が招集する。

2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

4 会議は、公開とする、ただし、審議会が公開することが適当でないとき認めるときは、この限りではない。

(庶務)

第29条 審議会の庶務は、環境対策課において処理する。

1 環境保全に関する基本的事項や重要な事項を調査審議し、町長への意見を述べる目的で設置するものです。

第5章 雑則

(委任)

第30条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この条例は、平成20年1月1日から施行する。

1 6月の公布から6ヶ月間の周知期間を設けて施行するものです。